

# 児童扶養手当について

父親または母親のいない家庭や父親または母親が一定の障害の状態にある家庭の児童を監護している母または父、または父母にかわってその児童を養育している方（養育者）が手当を受けすることができます。

## ●助成の対象者は

18歳に達する日以後、最初の3月31日までの児童が対象です。

なお、心身に中程度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が法に定める程度の障害の状態にある児童
- ④父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童

ただし、次のいずれかに該当するときは、この手当は支給されません。

- ①対象児童が里親に託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき。
- ②国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金などの公的年金の給付が受けられるとき。
- ③手当を受けようとする父または母が、結婚の届けはしていないが事実上婚姻状態にあるとき。

## ●児童扶養手当を受ける手続き

上記の条件にあてはまる場合は、「認定請求書」を提出してください。認定請求のあった翌月からの認定になりますので、早めに手続を行ってください。

### 添付書類

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本
- ②振込先の通帳（請求者名義）
- ③印鑑、その他必要な書類



## ●児童扶養手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月から支給され、5月、7月、9月、1月、3月（各月とも11日）の年6回、支払月の前月までの分が、希望する金融機関の口座に振り込まれます。

## ●児童扶養手当の額

所得状況や対象となるお子さんの人数によって手当額が異なります。

お子さんの数	手当の全額を受給できる人	手当の一部を受給できる人
1人	45,500円	45,490円～10,740円
2人目	10,750円の加算	10,740円～5,380円の加算
3人目以降	6,450円の加算	6,440円～3,230円の加算

## ●現況届について

児童扶養手当の受給者（所得制限で全部支給停止の方を含みます）は、**毎年8月1日から8月31日まで**の間に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、児童扶養手当を引き続き受ける要件を満たしているかの確認および11月分からの手当の支給額を決定する大切なものです。

なお、**現況届けを提出されないと、11月分以降の手当の支給が差し止められますので、期間中に必ず届出をしてください。**

2年間提出がない場合は受給権が消滅し、手当の請求ができなくなる場合があります。

## ●届出が必要なとき

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますから、必ず資格喪失届を提出してください。

- (1) 手当を受けている父または母が婚姻したとき（内縁関係、同居などの婚姻の届をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の場合も含みます。）
- (2) 対象児童を養育、監護しなくなったとき（児童の施設入所、里親委託）
- (3) 国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金を受けることができるようになったとき。
- (4) 遺棄されていた児童の父または母が帰ってきたとき（安否を気遣う電話、手紙など連絡があった時も含みます）。
- (5) 請求者が母の場合、児童が父と生計を同じくするようになったとき（父の拘禁が解除された場合を含みます）。
- (6) 請求者が父の場合、児童が母と生計を同じくするようになったとき（母の拘禁が解除された場合を含みます）。
- (7) その他、受給要件に該当しなくなったとき

## ●お問い合わせ

天城町役場 長寿子育て課(社会福祉係) 85-5333 (直通) 85-3111 (代表)